

教第109号議案

神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する規程について

神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月9日提出

神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する規程

(教育委員会職員証発行規程の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会職員証発行規程(昭和32年2月教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる者」を「次に掲げる者(ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」に、同条第1号中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

(教育委員会職員の旅費取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程(昭和35年8月教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

(教育委員会職員退職手当金支給規程の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程(昭和39年1月教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「神戸市職員の給与に関する条例」を「神戸市職員の給与等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(参考1)

神戸市教育委員会職員証発行規程 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第2条 前条の「職員」とは、次に掲げる者を
いう。

次に掲げる者

(ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261
号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用
職員を除く。)

- (1) 神戸市職員の給与に関する条例 (昭和26
年3月条例第8号) 第3条第1項第1号及
び第3号に規定する給料表の適用を受ける
職員

神戸市職員の給与等に関する条例

- (2), (3) 略

(参考2)

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(校長、園長及び委員の旅費)

第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づ

き、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、教育職給料表(4)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。

神戸市職員の給与等に関する条例

(参考3)

神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員)

第2条 略

2 条例第2条第2項に規定する「職員に準ずるものとして規則で定めるもの」とは、神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第20条に規定する者で勤務形態が条例第2条第1項に規定する職員に準ずる者として市長が別に定めるものをいう。

神戸市職員の給与等に関する条例

神戸

会計年度任用職員制度導入に伴う教育委員会規則等の改正について

1. 第 103 号議案 職員のサービスの宣誓に関する規則及び神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

	名 称	概要
1	職員のサービスの宣誓に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員について規定 ・施行細目について規定
2	神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市職員の給与に関する条例」が「神戸市職員の給与等に関する条例」へ名称変更されたことに伴い、同条例を引用している本規則を改正。 ・会計年度任用職員について一部対象外とする旨を規定

2. 第 109 号議案 神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する規程について

	名 称	概要等
1	神戸市教育委員会職員証発行規程	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「神戸市職員の給与に関する条例」名称変更のため改正 ・会計年度任用職員について対象外とする旨を規定
2	神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「神戸市職員の給与に関する条例」名称変更のため改正
3	神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「神戸市職員の給与に関する条例」名称変更のため改正

※下記 2 規則については、第 97 号議案にて合わせて改正

	名 称	概要等
1	神戸市教育委員会職員職名規則	<ul style="list-style-type: none"> ・「嘱託」に関する記述を削除
2	教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「神戸市職員の給与に関する条例」名称変更のため改正

会計年度任用職員制度の概要について

1. 地方公務員法・地方自治法の改正（令和2年4月1日施行）

（ア）特別職の任用・臨時的任用の厳格化

- ・特別職：専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化
- ・臨時的任用：常勤職員に欠員を生じた場合の任用に厳格化

（イ）会計年度任用職員制度（一般職非常勤職員）の導入

- ・一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職を占める職員
（任期）採用日の属する会計年度の末日までの範囲内（再度の任用は可能）
（給与等及び服務）

	フルタイム	パートタイム
給与等について	給料、地域手当 時間外勤務手当等 特殊勤務手当 通勤手当 期末手当（6月以上の任用） 退職手当（6月超の任用）	報酬（時間外勤務手当相当分含む） 通勤費（費用弁償） 期末手当（6月以上の任用）
服務について	一般職員と同様	一般職員と同様 （営利企業従事制限除く）

2. 学校園における任用について

- ・欠員補充や産育休等の正規職員の代替として学校園に配置している臨時的任用職員（常勤講師等）は引き続き臨時的任用職員として任用を行う。
- ・特別職として任用している非常勤職員については、学校医等新制度においても特別職としての任用が可能な職員は特別職として、非常勤講師や学ぶ力・生きる力向上支援員、ALT等その他の職員については会計年度任用職員としての任用を行う。

移行前の職	移行後の職
特別職非常勤教職員 （非常勤講師，パート職員等） 日額臨時的任用職員 嘱託職員	会計年度任用教職員 （パートタイム）
任期付短時間勤務職員（調理士）	
常勤講師・任期付講師	変更なし
任期付教諭等	

臨時的任用教職員の処遇の見直しについて

① 最高号給未滿の上限の撤廃

(上限撤廃)	(現行)	(令和2年度以降)
・小中特支	上限：1-81 (282,300)	⇒ 最高号給：1-113 (303,200)
	2-83 (350,600)	⇒ 最高号給：2-173 (408,900)
・幼稚園	上限：1-89 (276,300)	⇒ 最高号給：1-121 (298,700)
		最高号給：2-185 (421,500)
・高校	上限：1-89 (286,300)	⇒ 最高号給：1-137 (335,000)
		最高号給：2-193 (448,800)

(2級適用の考え方)

・現行の2級適用の考え方

- (1) 年齢：任用時の年齢が45歳以上(60歳の年度末までの任用に限る)
- (2) 経歴年数：大卒20年以上(短大22年以上)
- (3) 勤続年数：常勤の教員としての期間が14年以上
- (4) その他：1級の最高号給(81号給)に達している者
各項の適用要件を満たした場合に2級55号給を適用する。

・令和2年度以降

上記(4)及び「2級55号給を適用する。」の要件を撤廃・変更し、(1)(2)(3)の要件を満たした場合に、「神戸市職員の初任給、昇格等の基準に関する規則」の「昇格時号給対応表」を準用し、2級昇格後の号給を適用。

※高校、幼稚園においても2級適用とする。

(備考)

・臨時的任用教職員のうち、学校事務職員は従前の取り扱いとする。

② 退職手当の支給

- ・継続雇用(任用の空白期間がない)の場合はその期間を通算する。
- ・正規、任期付、臨時、他都市も通算。

③ 60歳超の処遇

60歳超の処遇について基本的に再任用職員に合わせる。

(変更点)

- ・小中特支：2級再任用(270,600)、期末勤勉2.35月、住居・扶養手当不支給
 - ・幼稚園：2級再任用(273,200)、期末勤勉2.35月、住居・扶養手当不支給
 - ・高校：2級再任用(278,600)、期末勤勉2.35月、住居・扶養手当不支給
 - ・事務職員：3級再任用(252,700)、期末勤勉2.35月、住居・扶養手当不支給
- ※令和元年度末時点より継続雇用の場合のみ(小・中・特・幼)、経過措置として、令和2年度に限り現給を保障(給料(小中特1-81又は高幼1-89)、期末勤勉手当を保障)するものとする。高校は新規も現給保障とする。
- ※退職手当は60歳以下と同様支給する。

(参考) 公立学校共済組合の新規加入

現行13か月目としている加入資格が、任用初日に見直し。